

平成29年10月27日
自動車局 安全政策課
整備課

スペアタイヤ落下事故防止のための大型トラックの緊急点検の実施について

国土交通省では、本年10月に中国自動車道で発生した、大型トラックのスペアタイヤ落下による死亡事故を受け、同種事故の発生を防止するため、全ての大型トラックについて緊急点検を実施するよう関係業界へ指示しました。

1. 事故概要

本年10月18日に岡山県内の中国自動車道において、軽自動車が路上に落下していた大型トラックのスペアタイヤに乗り上げて故障し、乗員2名が路肩へ避難していたところ、後続の大型トレーラーが当該落下していたタイヤへ乗り上げて横転し、当該避難していた乗員2名が巻き込まれて死亡しました。

2. 国土交通省の対応

同種事故防止のため、全ての大型トラックについて、スペアタイヤ等を車両へ固定する構造・装置について、損傷やボルトの緩みがないか、直近の定期点検等の機会を捉えて早急に点検を実施するよう関係団体へ指示しました。

〈添付資料〉

別紙 通知文

【お問い合わせ先】

自動車局 整備課 平川、下窪

(代表) 03-5253-8111 (内線 42412) (直通) 03-5253-8599、FAX : 03-5253-1639

自動車局 安全政策課 掛川

(代表) 03-5253-8111 (内線 41623) (直通) 03-5253-8566、FAX : 03-5253-1636

国自安第136号の2
国自整第201号の2
平成29年10月27日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

整備課長

中国自動車道におけるスペアタイヤ落下による事故を受けた大型トラックの緊急点検について

本年10月18日に岡山県内の中国自動車道において、軽自動車が路上に落下していた大型トラックのスペアタイヤに乗り上げて故障し、乗員2名が路肩へ避難していたところ、後続の大型トレーラーが当該落下していたタイヤへ乗り上げて横転し、当該避難していた乗員2名が巻き込まれて死亡する事故が発生しました。

本事故については、当該現場を走行した大型トラックがスペアタイヤを走行中に路上へ落下させたものであり、原因については現在調査中です。

つきましては、他の大型トラックにおいても同種事故が発生するおそれがあることから、定期点検等のために入庫する大型トラックについて、スペアタイヤ、工具箱等を車両へ固定する構造・装置について、使用者と相談の上、確実な点検を実施するよう貴会傘下会員へ周知・徹底願います。

なお、本件については別添のとおり公益社団法人全日本トラック協会及び日本自動車車体整備協同組合連合会に対して通知したので申し添えます。

IV. お知らせコーナー

タカタ製エアバッグの新たなリコール改修促進策 ～未改修の車は、車検の有効期間が更新されなくなります～

タカタ製エアバッグは、ガス発生装置（インフレーター）が異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成21年以降リコールを実施しています。

これまでも、未改修車に対し車検時に警告文の交付を行う等の改修促進の取組を進めていますが、本年7月の国内の改修率は78.1%であり、なお約410万台の未改修車があること、メーカーから交換部品の供給が確保できたことに加え、一刻も早い改修が必要であること等を踏まえ、**異常破裂する危険性が高い未改修車については、車検で有効期間が更新されなくなります**。

《措置の概要》

開始時期 平成30年5月1日（予定）

措置適用のタイミング

申請窓口でOCRシートを読み込むとき。

（※OSS申請の際には、運輸支局等が受付審査を行ったとき。）

措置の対象であった場合

メーカー等が発行する『改善措置済証』を運輸支局等にて確認を行う。

（改修の状況が、国土交通省や軽自動車検査協会のシステムに記録されます。）

『改善措置済証』の提出がない（システムに記録が無い）場合

「提出書面不備」となり、自動車検査証の備考欄に措置の対象である旨の記載（手書き等）と受付日付印を押印し、申請書と添付書類を申請者へ返却する。（放置違反金滞納と同様の取り扱いになります。）

※指定扱いの場合は、保安基準適合証の有効期限が切れてしまう恐れがあります。

※持ち込み検査の場合は、検査日から15日以内であれば、検査票は有効なものとして更新可能です。

《会員の皆様にお願ひ》

- 車検に限らず、点検、整備、オイル交換またはイベント等でご来店の際には、必ず「メーカー名」と「車台番号」を確認し、未改修車両かどうかご確認ください。
- 未改修車両であった場合は、すみやかにディーラー等に連絡のうえ、改修のスケジュール調整をしてください。

《検索システムについて》

メーカーのホームページのほか、日整連が作成した検索システムや検索アプリをご利用ください。日整連作成の検索システムについては、JASPA NEWS 11月号の20ページからご覧ください。

自動車分解整備事業者に対する回送運行許可の要件が緩和されました

昨年6月から本年11月までの間、自動車分解整備事業者に対する回送運行の許可要件が、試行的に緩和されて運用して参りました。試行期間の終わりを目前に、許可要件の緩和が以下のように発表されましたのでお知らせします。

(((主な改正の概要)))

- ① 車検台数要件（月平均20台以上）を廃止し、臨時運行許可（いわゆる“臨番”）台数要件「**直近1年間における臨時運行許可による車検のための運行実績7回以上**」のみを許可要件としました。

※ 暫定措置期間中と同様に、車積載車の利用や陸送事業者に依頼して運行した実績についても、臨番実績として認められます。
- ② 暫定的措置期間中（平成28年6月以降）に許可を取得した事業者については、平成29年11月30日で許可期間が満了することになりますが、引き続き許可を必要とする場合には、**今回の更新申請に限り**提出書類を簡素化し、基本的には回送運行許可申請書（第1号様式）のみの提出により申請を受け付けることになりました。

(((許可の申請に必要な書類)))

【必ず必要な書類】

1. 回送運行許可申請書（第1号様式） **必須！！**
2. 自認書

以下の書類は、今回の更新申請に限り、省略することが可能です。

【許可を受けてから変更が無い場合、省略可能な書類】

3. 現在事項全部証明書もしくは履歴事項全部証明書（申請者が法人の場合）
住民票の写し（申請者が個人の場合。個人番号の記載の無いもの。）
4. 社内取扱内規を記載した書面
5. 管理責任者等の配置計画を記載した書面（第4号様式）

【省略可能な書類】

6. 回送運行業務に携わる者に対する法令関係の研修の実施状況（第2号様式）
7. 回送運行業務に携わる者に対する法令関係の研修計画を記載した書面（第3号様式）
8. 各都道府県の自動車整備振興会の会員であることの書面（第9号様式）

詳しくは、愛媛運輸支局 登録部門（TEL：050-5540-2076）までお問い合わせください。

『国土交通大臣表彰』 受賞おめでとうございます。

平成29年自動車関係功労者国土交通大臣表彰式が平成29年10月30日（月）に国土交通省大会議室において、挙行されました。

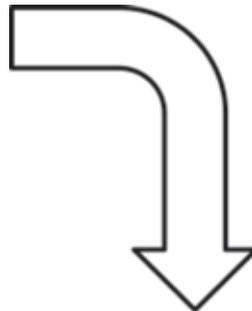
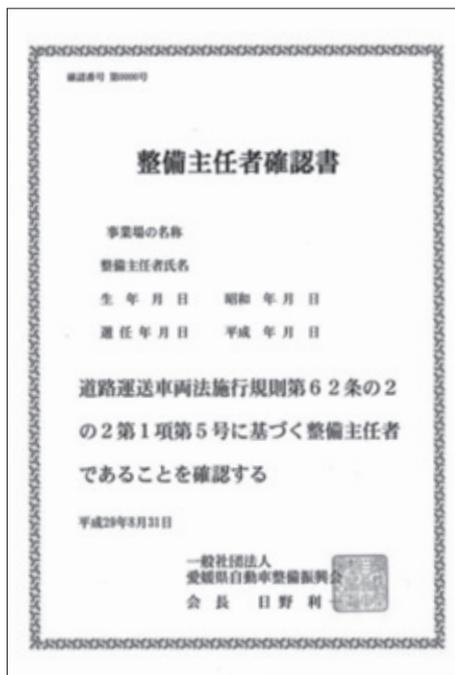
本県から多年に亘り、自動車整備業の振興発展に尽力された功績により、事業功労表彰として今治支部所属の新日本車輛整備株式会社・野間史樹氏、永年勤続表彰として中予支部所属の武政自動車・武政哲廣氏が受賞されました。

ここにご披露申しあげますとともに、栄えある大臣表彰の受賞を心からお慶び申しあげます。今後とも、一層ご活躍されますよう、お祈り申しあげます。



整備主任者（検査主任者）及び 自動車検査員確認書の廃止について

振興会では、長年整備主任者（旧・検査主任者）及び自動車検査員の確認書を各事業場に交付しておりましたが、この度、交付を廃止することといたしました。今後は、**希望する事業場に**以下のような『整備主任者 自動車検査員選任状況確認書』を交付いたします。



整備主任者 自動車検査員 選任状況確認書

認証番号	指定番号	事業場名						
氏名	生年月日	資格	局	修了番号	自動車検査員		整備主任者	
					選任年月日	受講年月日	選任年月日	受講年月日
1		整備主任						
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

上記のとおり、道路運送車両法及び関係法令に基づき選任されていることを確認する。

平成29年8月31日
一般社団法人 愛媛県自動車整備振興会
会長 日野利一

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例のご紹介

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例（苦情・問い合わせ含む）のうち、今回は、10件を掲載いたします。

Case 1 車検付きで買ったのに、なぜ不具合が起こるのか

平成29年4月4日 滋賀県 男性

車名：輸入車 登録年月：平成22年

走行距離：不明

【相談】

中古車販売店で平成22年式、走行距離5万5,000kmの中古輸入車を車検付きで購入する。車検は、点検整備記録簿（3月2日付）ではH工場になっている。納車翌日にエンジン不調でスロットルボデーを交換して貰った。信用出来ないなので、別の工場に点検に出すと、下回りブッシュやブーツが破れていたため交換して貰う。車検後の走行は400km強で、3箇所が破れていて5～6万円支払った。中古車販売店に連絡するも返事がない。

- 車検付きで買ったのに、なぜ不具合が起こったのか。
- 足回りにブッシュ、ブーツが破れていて、車検は通ったのか。
- 車の安全性は？

以上について当会に相談があった。

【対応】

整備記録簿に記載がある指定工場のH工場の社長に連絡する。「ブーツやブッシュが破損していれば、必ず交換しています。詳しいことは覚えていない」とのこと、要領が得なかった。中古車販売店は会員外の販売店だったので、相談者には消費者センターを案内し、「中古車販売店から返事が貰えるようお願いして下さい」と伝えた。

Case 2 ブレーキ鳴きの再修理は整備保証に該当するか

平成29年4月11日 兵庫県 事業者

車名：乗用車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

車検をした車だが、リアのブレーキドラムの鳴きが酷くて消音修理を依頼された。シューの摩耗はなく、特に硬化した様子もなかったのでペーパーで面取り・角取り作業をして摺動部にグリースを塗って音が直ればいだろうと思い、作業をしたところ音は消えた。それから4ヶ月、走行2,000kmほどで「車検の時に直して貰った音がまた酷くなってきた」と入庫してきた。ユーザーはクレームを言ってきたのではない。単にまた音が出てきたというだけの入庫だ。しかし、作業はしたので、今回の作業が記録簿の裏に刷られた整備保証で対応しなければいけないものか知りたい。

【対応】

他の同じ車両がどうか、販売店に聞いてみればどうか？現状、客観性に乏しく、また消耗品でもある。面取り作業を提案したのは御社ではあるが、安価な対応は、ユーザーも納得しているわけで、今回同じ作業で音の消える可能性は高いが、再発の可能性もまたある。御社が、ユーザーに「気になるようなら再び分解して面取り等の作業をする（有償・無償も御社次第）」というくらいの提案はしておいた方が良くもしいかなと行って、相談を終えた。

Case 3 追加料金を払いたくない

平成29年4月24日 和歌山県 男性

車名：軽自動車 登録年月：平成17年

走行距離：12,000km

【相談】

平成27年にKモータースにて、中古の軽（SUV）を購入。平成29年に入り、同社より車検ハガキ（5万500円の謳い文句）が届いたため、4月10日、同社へ車検入庫した。その際、「予算がないため、交換はエンジンオイル位にして下さい」と告げていた。工場より「左リアにオイル滲みがあり、交換したい」との要請があったが、「パーツクリーナー等で飛ばし、制動力がOKなら触らなくて良い」と告げた。更に、工場より「左リア部のシュー交換は？」と連絡があり、これは甘んじてOKした。4月16日、車両引取りのため同社へ行ったところ、約8万9,000円の請求があった。リア片側のシューホイールシリンダー交換で約3万8,000円も要するのか？との疑念が出たが、所持金の6万円全額を支払い帰宅した。4月23日、午前7時頃より何度も電話が入り、同社曰く「残りを1万5,000円にするから、支払え」とのこと。電話にて払え、払わないと問答していた際、「ケチ臭いこと言わんと、支払え」との言葉が怒りを誘い、相談窓口への要請となった模様。因みに、概算見積書の交付なし、記録簿にはフロント部にも滲みと記載しているが、交換していないとのこと。

【対応】

概算見積書については道路運送車両法第91条の3及び施行規則第62条の2の2で規定されており、交付する義務がある。そのことも含め事業者に連絡をとり、再度連絡を入れる約束をし、一旦受話器を置いた。4月24日、電話にてKモータース社長と会話。「シャフトシールからのオイル漏れで、ドラム部がオイルだらけ」であった。リヤ・ディファレンシャル・ドライブ・ピニオン・オイル・シール取替で1.4時間かかり、工賃だけでも1万5,000円は下らない（折衷案でK社長が述べたもの）。「ケチ臭い」とは社長が述べたのかも？概

算見積書はこの件については出していない。また、業務提携により他社指定工場へ検査依頼を実施したとのこと。4月25日11時、Kモータースへ電話するも応答なし！同日、相談者へ電話。昨日の件、「記録簿記載内容」と「検査を通すための作業量」の説明を行った。しかし、相談者曰く、「1万5,000円はもう要らん」「もう来るな」とKモータース社長より言われており、行きたくないとのこと。同日、Kモータース社長来振。既に相談者は6万円を支払い済みだから、工賃1万5,000円として当初の5万500円に加えると合計は6万5,500円。つまり、あと5,500円かどうか？と相談窓口として提案した。しかし、Kモータース社長は請求明細書を示し、DM（ハガキ）の5万500円には以下が入っておらず、了承できないとのこと。

- ・保安確認検査料：9,000円（機器使用料）
- ・車検整備工賃：1万1,000円（2ヶ月点検）

同日16時10分、Kモータース社長と電話にて会話。車検案内ハガキに記載している金額については誤解を招く表示であり、概算見積書未発行、業務提携先への検査依頼未説明、記録簿記載内容の説明不足が見受けられることから、相談窓口より善後策を要請。その結果、Kモータース社長より、追加の1万5,000円はもう要らないとのことになったが、K社には落ち度はないと主張し、相談者に説明せよとのこと。同日16時20分、相談者へ連絡。案内ハガキの5万500円には上記検査料と2年点検工賃が含まれていないこと、後輪左の制動力が不足したためシューを交換していること等の説明を行うとともに、料金については適正であるが、業務提携にて実施した指定整備部分での情報提供に係る説明が無かったことを詫び、相談者も納得した。

Case 4 見積り料金10%は合法か？

平成29年5月22日 兵庫県 女性

車名：二輪車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

消費生活センターからの問い合わせで、新車で購入したバイクで事故をしたという人からの相談だとい

う。事故場所がたまたまバイク店（購入店ではない）の前だったので、この店に見積りを依頼したところ約31万円と出たらしい。しかし、この金額は新車価格よりも高く、相談者はバイクを廃車することにしたそうだが、話を聞いた友人から「修理して乗りたい」と言われ、この友人に売ることにしたという。そこで見積りをしたバイク店にバイクの引き渡しをお願いしたところ、「見積り料金として見積り金額の10%を支払って」と。また、「支払わないとバイクは引き渡せない」とも言われたらしい。相談者の言い分は、確かに見積りは依頼した。しかし、見積り料が必要だとは聞いていないと言っている。この店の言い分が正しいのか教えて欲しい。

【対応】

ユーザー本人ではなく、消費生活センターからなので会員・非会員を聞かずに答えた。見積書が交付されており、そこに「修理しない場合は、10%の見積り料金をいただきます」と書かれてあるとユーザーが言っていたらしい。説明はなくとも書面には明示されていたということだ。しかし、ユーザーは「聞いていない」と声高になるらしい。消費生活センターの相談員に「落ち着いて聞いて欲しいのだが・・・」と前置きし、ユーザーが「聞いてない！」と言っても店側が「説明した」と言えば、そこは言った言わないの世界であり我々が口を挟むことは出来ない。しかし、書面では明示されていることが間違いなく、31万円もの見積りをするなら、そこそこの時間がかかっているはず。今回は友人にバイクを売ったということだが、仮にその見積書を保険会社に渡せば支払いはその見積書で行われ、見積書が独り歩きをする。事故をした場所がたまたまバイク屋の前で見積りを頼んだだけだと言うかもしれないが、その見積り作業を善意で、あるいは無料とする義理があるだろうか？まして、その店から修理をさせて欲しいと言ったわけでも、見積りをさせて欲しいと言ったわけでもない。ユーザーがお願いしている。もし相談者が見積り金額の請求を不満に思うなら、それは見積り金額。「10%は変動する」というところではないか。この説明がなかったのなら、「相談に乗っ

て貰えないか？」という交渉の余地はあるかもしれない。このあと購入店と見積り店の名を聞いてみると双方会員だったので、あとは相談者が話し合うしかないと言って、電話を切った。

Case 5 エンジンが止まる不具合が直らない

平成29年5月25日 京都府 男性

車名：二輪車 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

去年8月に新車で購入。買ってからすぐに3回ほどエンジンが止まった。交差点で止まると非常に危険。買った店で点検して貰ったが、その時は症状が再現しないと言われた。その後、1ヶ月くらい点検に出し、部品（排ガス装置？）を交換して貰ったが、また止まった。バイクは現在、店にある。どうしたら良いか？

【対応】

相手が会員外なので、当会から指導等は出来ない。自動車PLセンターに相談してみるのが有力だと思われる。ということで、自動車PLセンターを紹介した。

Case 6 新車登録して1ヶ月、評価損分を請求したい

平成29年5月31日 兵庫県 事業者

車名：軽自動車 登録年月：平成29年5月

走行距離：不明

【相談】

弊社で購入し、1ヶ月も経っていないユーザーAの車だが、この度後方から追突（Aに過失なし）された。相手に「新車にして欲しい」という思いを伝えて欲しいと言われたが、物損の損害賠償は原則現状復帰なのでそれは認められないだろうと説明したものの、ユーザーの気持ちもわからないではない。そこで「評価損（いわゆる格落ち）」分を認めて貰い、修理見積り金額に上乘せして貰おうと思うが、何かアドバイスが欲しい。

【対応】

基本的な話をすると、御社は修理以外のこの評価損分の請求に関して相手保険会社と話（交渉）をするべきではないと考える。あくまでも代理店で窓口の業務範囲を逸脱することのないようにして欲しいと伝えた。また、この相談は御社のトラブルではなく、御社ユーザーのトラブル（まだトラブルでもない）で整備相談でもない。とはいえ、会員工場なので常識的な話をさせていただくと、評価損を請求する場合、その根拠となるのは見積り金額（約20万円だと言う）。御社が言うように評価損自体は認められる傾向にはあるが、100%認められることはない。せいぜい見積額の20%程度まで。ユーザーがどれくらいを見込んでいるのかは知らないが、仮に50%になってもその金額でユーザーが満足するかどうか。もし慰謝料的なものの上乗せを考えているようなら、「一般的に物損には慰謝料が発生しない」というくらいのお話を伝えてあげたらどうか。どうしても評価損を相手に請求したいと言っているのなら、自分で相手保険会社と交渉するか、「弁護士特約」を使って法的に対応するのだが、御社がユーザーのために、ということで動く場合は問題が発生すると思う（この報告書での詳細説明は割愛）。そこは本人次第。御社はドライに対応して欲しいとアドバイスして、相談を終えた。

Case 7 売掛金が回収できない

平成29年6月8日 兵庫県 事業者

車名：不明 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

修理を実施した後、支払いの段になって「3分割（1回3万4,000円程度）にして」と口頭で言われて、ローン用紙などに記入もさせず、了承。車は納車した。支払いは2回まで行われたが、残り1回になって期日（先々月）までに支払いがなく、今月になっても未だ連絡がない。時効には程遠いが、今のうちに手を打っておきたい。

【対応】

まずは電話。出ないようなら自宅訪問。顔を見れば「約束を守って」と言うくらい。金額を考えると、訴訟でカタをつけるというようなものではないが、相手の対応によっては、「法的手段も考えている」というニュアンスを含ませてもいい。ユーザーにもよるが、半年も経過すれば、支払わなくていいように思う人もいる。そうすると回収も難しくなる。こちらの姿勢を見せる意味でもここは腹を据えて交渉に当たりたい。そもそも論でいうと、修理代金は、修理前に見積りをしているはずだし、本来支払いは車と引き換えが基本。それを売り掛けにし、口頭で分割の約束をして2回分を支払って貰っているのだからこの手の相談事例としてはまだましな方。とは言え、回収出来るものは回収したい。残金の一括返済が望めないようなら、面倒でも毎月集金に伺いこちらのスタンスを示すことが大事と言うと、「やはりそうなるか。悪い人ではないが、とにかくお金がない人だから・・・」と言うので、御社が、「いいお客さんだしもういいか」と思えばそれでいいし、回収しようと思えば権利はあるので回収すればいい。御社がどうするかだけ。金銭的な話なのでこれ以上話に入らないようにすると言って、電話を切った。

Case 8 フロントガラスは消耗品か

平成29年6月20日 香川県 女性

車名：乗用車 登録年月：平成26年3月

走行距離：不明

【相談】

消費生活センターより電話。先日、相談者が景勝地の山頂付近で3時間ほど車を止めて戻ってきたら、フロントガラスのワイパー付近にひび割れがあった。ディーラーへ行って原因を聞いたかったが詳しい説明もなく、「フロントガラスは消耗品なので、メーカー保証の対象外で交換費用が20万円程度必要」と言われたらしい。メーカーのお客センターに問い合わせても、ディーラーで言われた通りの説明をされたとのこ

と。フロントガラスは消耗品なのか、教えて欲しい。

【対応】

一般的にフロントガラスは消耗品とは考えにくいですが、メーカーによっては消耗品に分類しているところもあるかもしれない。詳しくはディーラーに問い合わせないとわからないので「当会から確認しましょうか」と聞くと、また何かあれば連絡するとのことで電話を終えた。

Case 9 作業がいい加減で困っている

平成29年6月20日 大分県 男性

車名：軽自動車 登録年月：不明

走行距離：不明

【相談】

平成28年12月、ウォーターポンプとタイミングベルト交換後に車検を取得した軽の中古車を購入。約4ヶ月後、フロントブレーキが熱を持つようになり、煙を出すようになった。2年保証が付いていたので、購入した中古車販売店（当会の会員外）に事情を話すと、キャリパーは無料、ローターとパッドは自己負担と言われた。信用できなかったもので、ローターとパッドを購入し他の認証工場に出そうとしたが、「店舗がすべて負担で、万全にします」と申し出があったので、店舗に出して再整備して貰った。受取り時に試運転はしているのか確認すると、「万全です」と言われたが、運転してすぐにフロントブレーキにロックがかかり、事故を起こしかけた。停止して、下にもぐり確認したところ、キャリパーが不安定な状態であり、店舗に問い合わせると、「12ヶ月点検を外注に出す」と言われた。持ち込むといつまでも放置したままで点検をしない。他のディーラーに出して調べて貰うと、キャリパーのボルトが他の所に挟まっていた（固定出来てなかった）。他にも塗装や購入時の苦情もいくつか言われ、困っているとのこと。

【対応】

店舗の説明が二転三転している。「あまりに酷いので、改善して貰えないなら、弁護士に相談して訴訟を起こそうかと考えている」と言うので、その前に、今までに受け取った見積書、明細書、他に車の写真、議事録を添付して、運輸支局に相談をされてはどうかと説明。その後、「検討します」と言って終了。

Case 10 無保険だった事故相手は同業の経営者

平成29年6月23日 兵庫県 事業者

車名：不明 登録年月：不明 走行距離：不明

【相談】

弊社顧客のAの車に相手Bが追突。Bの過失100%の事故で警察に届けている。Bは会員事業場の経営者だが、無保険だった。整備事業者が無保険というのも情けない話だが、そんな事情で弊社顧客のAに「修理は弊社（Bの会社）で対応する」と言ったらしい。しかし、Aは、「何を好き好んで、自分の車の任意保険も入っていないような工場に修理をして貰わないといけないのか。大体そんな事業者が信用できるか！」と怒り心頭。当社（相談事業場）で修理をすると伝え、実際に車を持ちこんできた。もちろん、当社もその事業場のことは知っているのですが、事業者として取引しようとは思っている。修理代金の支払いはAにお願いすることで話がついているが、他に何か気をつけなければならないことがあれば教えて欲しい。

【対応】

顧客Aの任意保険にはいろいろな「特約」を付帯させているということがわかった。人損被害もあるので、御社も事故相手が事業者なら話もしにくいだろう。当会としても別な問題が発生する。あくまでもAさんとB事業場の事故の話であり、御社も関係ない。そもそも、整備相談でもないというアドバイスで納得し、ここで相談を終えた。

スキャンツール活用事業場認定制度がスタートしました

平成25年4月1日よりスキャンツール活用事業場認定[コンピュータ・システム診断認定店]の申請が始まります。認定事業場には下記ツール（のぼり、卓上盾、看板）の掲示が可能となり、お客様に事業場をアピールするツールとして、ご活用いただけます。



のぼり (W600mm×H1,800mm)
2枚一組、竿無し 1,905円 (税抜)



卓上盾 (W180mm×H240mm)
2,857円 (税抜)



看板 (W600mm×H498mm)
4,333円 (税抜)

認定要件 ①スキャンツール応用研修修了者

又は、一級小型自動車整備士が1名以上勤務していること。

②スキャンツールを保有していること。

(J-OB2 II対応、DTCの読み取り・消去、作業サポート、フリーズフレームデータ、データモニター、アクティブテストの機能を有するもの。)

③ FAINES 通常会員に加入していること。

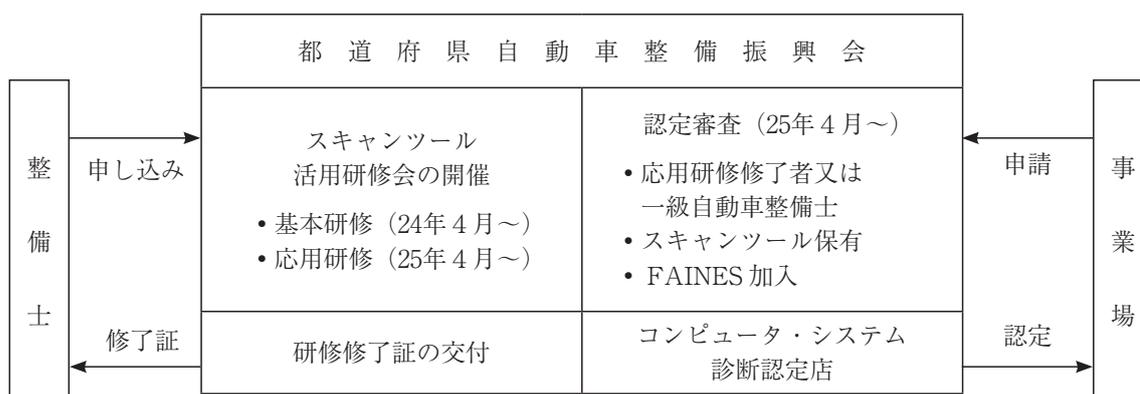
④ 振興会会員であること。

⑤ 上記ツール（のぼり、卓上盾、看板）のどれか一つ以上の購入

申請に必要なもの

- ・申請用紙⇒ホームページ又は、次ページをコピーしてください。
 - ・スキャンツールの写真
 - ・応用研修修了証又は一級小型自動車整備士の合格証の写し（コピー）
- * 認定には数日お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

スキャンツール活用事業場認定制度フローチャート



スキャンツール活用事業場認定申請書

【コンピューター・システム診断認定店】

平成 年 月 日

住所

電話番号

認証番号

事業場名

⑨ FAINES 会員番号

1. 応用研修修了者又は一級整備士 【応用研修修了証又は一級整備士合格証書のコピーが必要となります。】

応用研修修了者又は一級整備士 氏名	応用研修修了証番号又は一級整備士合格証 番号
----------------------	---------------------------

2. 保有スキャンツール 【写真が必要となります。】

メーカー名	機種名	シリアル NO
-------	-----	---------

保有する機能に○をつけてください。

J - OBD II 対応		データモニター		フリーズフレームデーター	
DTC 読み取り・消去		作業サポート		アクティブテスト	

3. 認定ツール 【1つ以上の購入が必要となります。】

看板 (N43720024) 4,333円 (税抜)	卓上盾 (N43710024) 2,857円 (税抜)	のぼり旗 (N43730024) 1,905円 (税抜)
枚	枚	(2枚一組・竿なし (注)) セット

* ツール代金は後日、商品と引き換えでいただきます。

* 振興会記入欄

振興会認定日	備考
平成 年 月 日	

愛媛県自動車整備振興会

技術相談窓口名簿訂正のお願い

今年7月にお届け致しました技術相談窓口名簿に変更が生じたため、各項目の訂正をお願いいたします。

(P1) 平成29年9月20日現在

ディーラー名	愛媛トヨペット 株式会社 サービス本部		担当者名	城戸 浩 佐藤 威瑞
電話番号	089-972-0426	FAX番号	089-973-6801	
扱い車種	セルシオ、アバロン、ソアラ、マークII、コロナ、エクシブ、サイノス、ハリアー、 コルサ、カルディナ、トヨエース、ハイエース、イプサム、プログレ、プラッツ、 キャミ、ツーリングハイエース、グランドハイエース、アルファード、 イスト（マイナーチェンジ前）、プレミオ、プリウス（20系以降）、マークX、ポルテ、 ラクティス、ベルタ、サクシード、ラッシュ、ブレイド、ヴァンガード、86、 PHV、プリウスa、アクア、アベンシス（ZRT272:2011.6～）、ピクシスシリーズ（軽） SAI、オーパ、コンフォート、オーリス（2016.4～）、タンク、シエンタ（現行モデル）、 エスクァイア、 CH-R → C-HR（変更） 新型カムリ（H29.7～）（追加）			
定休日	月曜日			

(P3) 平成29年9月20日現在

ディーラー名	株式会社ホンダ四輪販売四国 松山久米店		担当者名	門屋 太
電話番号	089-958-6800	FAX番号	089-958-6801	
ディーラー名	株式会社ホンダ四輪販売四国 今治産業道路店		担当者名	河野 宏幸
電話番号	0898-48-2934	FAX番号	0898-48-2493	
扱い車種	全車種			
定休日	水曜日			

(P3) 平成29年9月20日現在

ディーラー名	株式会社西四国マツダ サービス統括		担当者名	左脇 貢
電話番号	088-883-9120	FAX番号	088-883-9126	
扱い車種	マツダ全車種			
定休日	火曜日			

技術相談窓口相談ルール厳守のお願い 並びに厳守事項と依頼書の一部変更について

平成27年9月3日に各ディーラー技術相談窓口担当者と振興会技術委員会委員による「技術相談窓口担当者意見交換会」を開催しました。

その際、各ディーラー相談窓口の実態と要望を伺ったところ、次の通り現状は、各担当者から同じような実態と要望がありましたので、再度次ページの『技術相談にあたっての厳守事項』を確認のうえ、相談をお願いします。

今回、『技術相談にあたっての厳守事項』と『整備技術相談依頼書』の一部変更しましたので、併せてお知らせします。なお、アンダーライン部分が変更箇所となります。

各ディーラー技術相談窓口の現状

・FAXなしで電話での問い合わせが非常に多い。

→回答するための資料などが準備できないため、回答に時間がかかってしまいます。また、車両情報がなければ装備などもわからないため、どこを確認すればいいかの範囲が広がってしまいます。

・現車の点検、確認等を行わず、症状だけで答えを聞いてくる。

→担当者が実車を確認しているわけではないので、不具合部位の推定範囲を小さくするために、点検内容や問診内容が重要になります。その情報が少ないほど推定範囲は広くなります。車の部品個数は約5万にもなります。その中から少しでも推定範囲を小さくしたいものです。

・相談時間外（昼休みや夜の業務時間外など）に問い合わせがある。

・問い合わせ者の都合で時間をせかされる。

→担当者の業務は相談窓口の対応ではありません。自社の仕事を行いながら平行して相談にのっていただいております。同時に行う業務も多数あります。時には出張もあります。相談者の先にお客様が待っているのも知っています。相談者には相談者の、担当者には担当者の都合があります。相談者、担当者、どちらも少しでも円満に話がすすむように、また、ユーザーにご不便をかけないためにも、ルールを守りましょう！

厳守事項

FAX前に担当者にFAXを送る事を電話で伝え、FAXを送る。

FAXが届かない場合は、相談に応じません。

* **相談後は、結果を報告しましょう！** 担当者も人間です。相談ルールを守り、結果の報告があれば、次回も丁寧に相談にのっていただけるでしょう！

必ず守ってください！

技術相談にあたっての厳守事項

厳守事項を守らない方は、技術相談に応じられません。

1. 事前に相談窓口担当者に電話し、これから『技術相談依頼書』（別紙）をFAXすることを伝えます。その際に **社名、担当者名** を申し出てください。**FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。**
2. 事前に **基本点検、ダイアグ診断** 等を備え付けの整備マニュアルや技術資料又はF A I N E S（ファイネス:整備情報システム）で確認して点検を行い、『技術相談依頼書』に必要事項（点検結果等）をもれなく記入し、相談窓口担当者にFAXしてください。
3. 相談は、上記2. で基本点検、ダイアグ診断等を行った、整備主任者、2級整備士で **技術に関して詳しい方** が行ってください。
4. 相談時間帯は、**午前10時～午後4時** までとし、昼食時（12時～13時）は避けること。
5. 相談内容は、原則として **15分以内** で行うこととします。
6. 担当者が休みの場合があります。予めご了承ください。
7. 取扱車種以外の相談、質問はしないでください。
8. **タイミングベルト** 及び **セキュリティー関係**（イモビライザ、スマートキー等）の相談は **お断りします**。（タイミングベルトは、商工組合でマニュアルをお買い求めいただくか、F A I N E Sにご加入ください。）
9. 諸元・基準値及び整備料金に関する相談は、お断りします。
10. フリーダイヤルでの技術相談はお断りします。
11. 整備マニュアル等自動車メーカーの著作物をコピー、FAXすることは自動車メーカーの著作権を侵害する恐れがありますので、相談に当たって、これらを要求することは厳に慎んでください。
12. 相談後は、相談窓口担当者に結果報告とお礼のFAXをしてください。

様

整備技術相談依頼書

問い合わせ日	平成 年 月 日	FAINES加入状況	加入済み・未加入
事業場名		担当者名	
		認証番号	70-
TEL		FAX	

車種名		初度登録年月		エンジン型式	
型式		型式指定		類別区分	
車台番号				走行距離	
コーションプレートフル型式					

相談内容（症状、トラブル相談、希望資料等、できるだけ具体的に記入）

いつ、どんなとき 発生するか	始動時 アイドリング時	冷間時 加速時	暖気途中 一定速時	暖機後 減速時	常時 他	時々 時々	警告灯の状態 (時々・常時) 点灯・点灯せず
症状：							

確認・点検実施内容

基本点検結果 ()
自己診断結果 ()
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

結果報告書

結果報告日	平成 年 月 日
結果報告内容	
.....	

(注) FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。

H27年9月作成

インターネットを利用して
自動車整備に必要な情報をゲット！！



FAINESでできること

- メーカーのマニュアルが直接閲覧できる。
- 故障整備事例&アドバイス情報を入手できる。
- 各車種の主要諸元値、点検基準値、標準作業点数が確認できる。
- リコール情報が入手できる。
- e t c . . . 。



入会金（初回のみ） 12,000円

基本料金（月額） 1,300円（3カ月毎の引き落とし）

FAINES に関するお問合せは、自動車整備振興会技術・教育課まで。

※ 表示金額は全て消費税抜きの金額です



FAS技術相談NEWS

当該技術相談は(一社)福岡県自動車整備振興会のご協力により情報提供を受けたものです。

「決め手は失火カウンター」

平成21年式ホンダ・フィット（車両型式DBA-GE6、エンジン型式L13A、走行距離110,000km）で、走行中にエンジンが「ガクガクする」という相談を受けた。

症状を確認すると、一定速度での走行時や、減速後の再加速時に失火が原因で症状が発生しているような感じだった。また、エアコンをONにしていると症状が発生しやすく、高負荷時や車両停車状態では確認できなかった。

まず、スキャンツール（外部診断機）を用いてDTC（ダイアグノーシス・トラブル・コード）を確認したがDTCは検出されなかった。続いて、スキャンツールのデータモニター機能を確認すると、この車両には失火カウンターの項目があり、エンジン運転中に定期的なサイクルで失火の回数を記憶していた。失火カウンターとは、失火によって発生するクランク・シャフトの回転変動をクランク角センサで読み取り、ECU（エンジン・コントロール・ユニット）で監視している。定期的なサイクルの中で失火カウンターの数値が規定値以上カウントされると、DTCを記憶するようになっている。そこで、スキャンツールを接続したまま、走行テストを実施したところ、症状発生時に複数の気筒で失火カウンターの数値が上がっていた。しかし、数値が規定値を下回っていたため、DTCが検出されなかった。失火の原因として、圧縮や燃料系統も考えられるが、アイドリング時は症状が出ないので点火系の不具合と判断した、尚、スパーク・プラグは半年前に交換をしていたため、イグニッション・コイル不良と判断し、全気筒交換すると症状は出なくなり、データモニターでも失火カウンターは検出されなくなった。

失火が発生している車両の点火装置の点検として、火花の強さやスパーク・プラグの状態などの方法で点検を行いますが、データモニターで不定期な失火の確認をすることもできるので、是非、活用していただきたい。ただし、点火装置以外での不具合の場合もあるので注意が必要です。

データ表示(全項目)

項目名(P.7/9)	現在値	単位	項目名(P.8/9)	現在値	単位
エバホレータ温度センサー	6	℃	No.2失火カウンター-B	9	
エンジンコントロール	14.5V		No.3失火カウンター-B	2	
カタード	0.0	'	No.4失火カウンター-B	6	
センサー	0.43	V	失火カウンターサイクルB	1086	
制御	10.94	%	No.1失火カウンター	0	
制御(EGR)	29.69	%	No.2失火カウンター	2	
レ	ON		No.3失火カウンター	1	
時吸気温度	36	℃	No.4失火カウンター	0	
時水温	50	℃	失火カウンターサイクル	286	
失火カウンター-B	0		失火カウンターサイクル		

不具合発生時

データ表示(全項目)

項目名(P.7/9)	現在値	単位	項目名(P.8/9)	現在値	単位
エバホレータ温度センサー	1	℃	No.2失火カウンター-B	0	
エンジンコントロール	14.5V		No.3失火カウンター-B	0	
カタード	0.0	'	No.4失火カウンター-B	0	
センサー	0.69	V	失火カウンターサイクルB	980	
制御	19.53	%	No.1失火カウンター	0	
制御(EGR)	11.72	%	No.2失火カウンター	0	
レ	ON		No.3失火カウンター	0	
時吸気温度	41	℃	No.4失火カウンター	0	
時水温	71	℃	失火カウンターサイクル	180	
失火カウンター-B	0		失火カウンターサイクル		

不具合改善後

DTC 解説

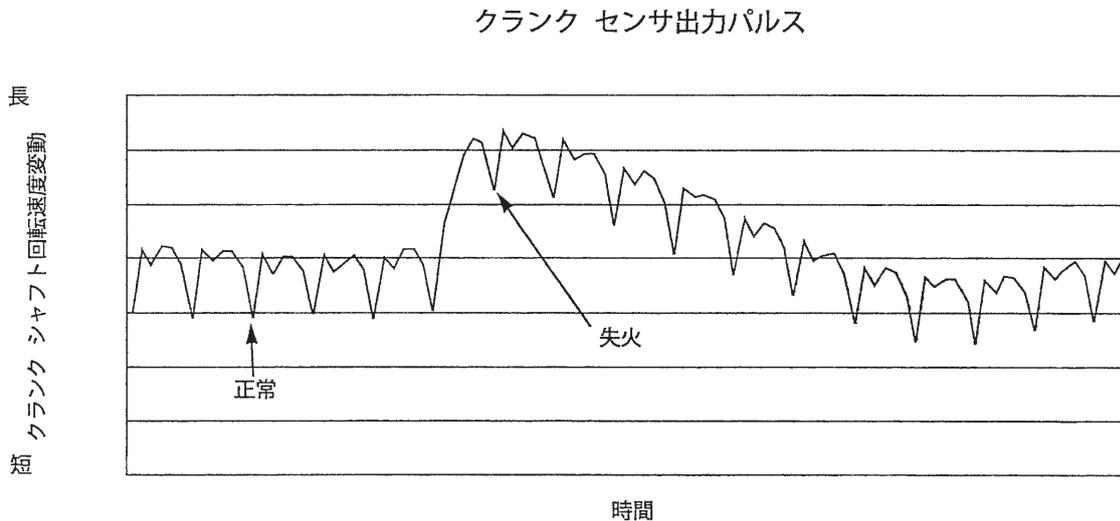
DTC P0301 : No.1シリンダ失火

DTC P0302 : No.2シリンダ失火

DTC P0303 : No.3シリンダ失火

DTC P0304 : No.4シリンダ失火

検知原理解説



エンジン作動中において各気筒で点火が行われた際は、クランクシャフト回転速度が微小変動している。特定、もしくは複数の気筒で失火が発生した場合、クランクシャフトの回転速度は急激に変化する。PGM-FI ECUはクランクセンサからの出力パルス信号を基に、クランクシャフト回転速度をモニタしている。PGM-FI ECUは、そのクランクシャフト回転速度の変化をモニタすることにより、失火発生回数のカウントや、失火発生気筒を判別している。

失火判定には2つのタイプがある

- ・タイプ1：200回転毎の失火発生数が増え、触媒コンバータを焼損させるレベルに達した場合、DTCをストアし、PGM-FI警告灯を点滅させる。失火の発生がなくなった場合、PGM-FI警告灯は点滅から点灯に変わる。
- ・タイプ2：1,000回転毎の失火発生数が増え、排気ガスに影響を与え、触媒コンバータの焼損までには至らないレベルの場合、DTCがストアされ、PGM-FI警告灯は点灯する。

検知頻度・検知順序・検知所要時間・検知手法種別・OBDステータス

検知頻度	常時	
(当該DTCの) 検知順序	なし	
検知所要時間	タイプ1	200回転毎
	タイプ2	1,000回転毎
検知手法種別	2 D/C (2連続検知手法)、PGM-FI警告灯：点灯	
OBDステータス	正常判定、故障判定、実行中、条件外	

D/C : Drive Cycle (ドライブ サイクル)

DTC 解説

検知実行条件

条件項目	下限	上限	
モニタ終了後の経過時間 (エンジン始動直後を除く)	1.0秒間	—	
エンジン回転数 [エンジン回転] *1	450rpm *5、*6 500rpm *4	4,500rpm	
エンジン回転数 [エンジン回転] *2	450rpm *3 480rpm *5、*6 500rpm *4	4,500rpm	
エンジン 吸入空気圧 [吸気圧力センサ] *、*1	650rpm	27kPa (200mmHg) *4	—
	700rpm	25kPa (185mmHg) *5 26kPa (192mmHg) *6	—
	2,000rpm	23kPa (171mmHg) *6	—
	2,500rpm	22kPa (165mmHg) *4 23kPa (166mmHg) *5	—
エンジン 吸入空気圧 [吸気圧力センサ] *、*2	700rpm	25kPa (185mmHg) *3 26kPa (189mmHg) *4 28kPa (208mmHg) *5 29kPa (214mmHg) *6	—
	2,500rpm	21kPa (155mmHg) *4 23kPa (166mmHg) *3 24kPa (173mmHg) *5 24kPa (175mmHg) *6	—
空燃比フィードバック制御	フューエル カット中以外		
当該DTCの検知禁止要求を行うDTC	P0107、P0108、P0117、P0118、P0122、P0123、P0222、P0223、P0335、P0339、P1109、P2228、P2229		
その他	誤判定防止のため、テスト走行は平地で行うこと		
	エンジン始動時のエンジン冷却水温度 [水温センサ] が-10℃未満の場合、エンジン冷却水温度 [水温センサ] が20℃以上で故障検知を実行する		

* : 走行状態により可変

*1 : L13A型 エンジン

*2 : L15A型 エンジン

*3 : フレームNo.GE9-100 AT車

*4 : MT車

*5 : AT車

*6 : CVT車

[] : HDSパラメータ

故障判定基準

エンジン回転数に対する失火発生回数が次の表以上の場合

失火タイプ	エンジン回転数	失火発生回数
タイプ1	200回転毎	19-90**、*2、*4、*5、*6 (25-90**) *1、*3 回
タイプ2	1,000回転毎	105回

** : エンジン回転およびエンジン負荷により可変

推定故障部位

- ・ 点火システムの故障
- ・ 燃料供給システムの故障
- ・ 吸気システムの故障



平成29年度 検査台数報告

(平成29年9月分)

登録自動車

平成29年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
9月	446	584	16,200	2,135	16,646	2,719	98,492	16,228
対前年同月比	108.0%	87.4%	92.6%	93.3%	93.0%	92.0%	103.7%	101.1%
前年同月	413	668	17,486	2,288	17,899	2,956	95,007	16,048

軽自動車

平成29年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
9月	415	218	13,298	2,874	13,713	3,092	83,858	19,173
対前年同月比	111.9%	103.8%	99.5%	95.5%	99.9%	96.1%	106.3%	102.9%
前年同月	371	210	13,362	3,009	13,733	3,219	78,870	18,641

登録車・軽

平成29年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
9月	861	802	29,498	5,009	30,359	5,811	182,350	35,401
対前年同月比	109.8%	91.3%	95.6%	94.6%	96.0%	94.1%	104.9%	102.1%
前年同月	784	878	30,848	5,297	31,632	6,175	173,877	34,689

平成29年9月の 四国の自動車保有台数と販売状況（速報）

四国運輸局

			徳 島	香 川	愛 媛	高 知	計		
検 査 自 動 車	前年同月末車両数		315,498	401,693	490,358	253,643	1,461,192		
	前月末車両数		315,418	402,821	491,460	254,254	1,463,953		
	登 録 自 動 車	新 規 登 録	新 車	前月	1,198	1,707	2,167	1,090	6,162
				当月	1,666	2,259	2,627	1,551	8,103
				前月比	139.1	132.3	121.2	142.3	131.5
		中 古	計	前月	413	622	642	322	1,999
				当月	468	660	754	351	2,233
				前月比	113.3	106.1	117.4	109.0	111.7
		抹 消 登 録	計	前月	1,611	2,329	2,809	1,412	8,161
				当月	2,134	2,919	3,381	1,902	10,336
				前月比	132.5	125.3	120.4	134.7	126.7
	抹消登録		1,574	2,152	2,478	1,154	7,358		
	管轄変更（入）		603	1,140	1,176	412	3,331		
	管轄変更（出）		760	1,408	1,435	628	4,231		
	小型二輪車増減		29	40	87	31	187		
当月末車両数		315,850	403,360	492,191	254,817	1,466,218			
対前年同月比		100.1	100.4	100.4	100.5	100.3			
対前月比		100.1	100.1	100.1	100.2	100.2			
軽 自 動 車	前年同月末車両数		308,246	384,710	530,787	311,476	1,535,219		
	前月末車両数		308,680	386,023	532,474	312,066	1,539,243		
	検 査 対 象 軽 自 動 車	届 出	新 車	前月	937	1,320	1,604	1,085	4,946
				当月	1,269	1,979	2,304	1,585	7,137
				前月比	135.4	149.9	143.6	146.1	144.3
		中 古	計	前月	357	422	546	415	1,740
				当月	383	453	633	418	1,887
				前月比	107.3	107.3	115.9	100.7	108.4
		計	前月	1,294	1,742	2,150	1,500	6,686	
			当月	1,652	2,432	2,937	2,003	9,024	
			前月比	127.7	139.6	136.6	133.5	135.0	
	検査証返納		1,149	1,538	2,041	1,202	5,930		
	転入・転出		95	-112	102	-160	-75		
	軽二輪車増減		36	54	84	42	216		
	当月末車両数		309,314	386,859	533,556	312,749	1,542,478		
対前年同月比		100.3	100.6	100.5	100.4	100.5			
対前月比		100.2	100.2	100.2	100.2	100.2			
総 合 計	前年同月末車両数		623,744	786,403	1,021,145	565,119	2,996,411		
	前月末車両数		624,098	788,844	1,023,934	566,320	3,003,196		
	当月末車両数		625,164	790,219	1,025,747	567,566	3,008,696		
	対前年同月比		100.23	100.49	100.45	100.43	100.41		
	対前月比		100.17	100.17	100.18	100.22	100.18		

小型二輪車増減欄は、当月の小型二輪車の増減車両数の差引値

検査対象軽自動車の転入・転出欄は、当月の検査対象軽自動車の転入・転出による増減車両数の差引値

軽二輪車増減欄は、当月の軽二輪車の転入・転出による増減車両数を除いた増減車両数の差引値（速報値）

総合計の対前年同月比及び対前月比は、変化が小さいため小数点以下第2位まで算出している